

## 検証テーマ別一覧

< J R 西の働きかけ等による報告書への影響の検証 >

### ○検証の前提となる視点

- ①検証の前提として、「なぜ信用されないか」、「こうなら信用される」、原因究明に必要な調査が行われていたか、一部しかできていないのではないかを問う（畑村氏）
- ②そもそも情報漏えいが何で起こったのか（浅野氏）

### ○検証のすすめ方に関すること

#### 1. ヒアリングの実施に関すること

- ①山口元委員、佐藤元委員（安部氏、佐藤氏、柳田氏）
- ② J R 西関係者（安部氏、柳田氏、浅野氏、小椋氏、木下氏）
- ③現職委員、事故調査官（安部氏、佐藤氏、柳田氏）
- ④当時の担当の事故調査官（佐藤氏、柳田氏）

#### 2. 事故調査・報告書作成全般に関すること

- ①時系列表による事故調査・報告書作成経過と J R 西からの働きかけの経過整理（安部氏）
- ②委員会制度、委員と事故調査官の役割分担、事故調査方法等の確認（当時と現在）（安部氏、永井氏）

#### 3. 意見聴取会に関すること

- ①公述人が選出されるまでのプロセス（選出者の事前漏えいはなかったか）（安部氏、木下氏）
- ② J R 西の働きかけによる丸尾氏の公述内容への影響（木下氏）

#### 4. 原因関係者への意見聴取に関すること

- ①原因関係者（ J R 西等）に対する調査、意見聴取はどのように行われたか（安部氏）

#### 5. 委員に関すること

- ①委員の持つべきモラル（裁判官や検察官のモラルも念頭におきつつ）（佐

藤氏)

②守秘義務について、委員就任時にどのような説明を行っていたか(畑村氏)

6. JR西の働きかけに関すること

①コンプライアンス特別委員会最終報告書の検証と残された課題の抽出(安部氏)

②JR西の働きかけの具体的内容について(小椋氏)

③JR西が元委員に要請した内容(木下氏)

④上記の項目と委員会の持つ基礎資料との対比(木下氏)

⑤JR西の働きかけの前と後で、山口元委員の発言の全体的傾向に違いは生じていないか(負傷者と家族等の会)

7. 未提出資料に関すること

①未提出資料の有無による影響(AT Sに関連したJR西関係者の口述聴取内容など)(中島氏、三井氏)

②2種類の安全会議の構成メンバーや会議の位置づけの違いによる検討内容の違いと、未提出資料の影響度の違いの検討(負傷者と家族等の会)

③未提出資料による報告書への影響の有無(大森氏)

8. 報告書への影響に関すること

①報告書の審議が進むにつれて、どこが変わっていったのかを検証(柳田氏)

②JR西からの要請による委員会審議への影響(木下氏)

③報告書作成段階毎の相違点と変更理由(木下氏)

④山崎前社長の公判が開始され、新たな事実が出てきた場合の報告書への影響の検証(小椋氏)

⑤JR西が資料(最終報告書案)を入手する前と後の、報告書の内容の相違を対照し、JR西に有利に解される変更部分がないか(負傷者と家族等の会)

⑥佐藤元委員が関心を寄せていたというJR西の人事問題が、報告書の内容を左右する部分があるのか(負傷者と家族等の会)

⑦最終報告書の中で疑義のある点を抽出し、当該部分のJR西の働きかけとの関係性を調べる(大森氏)

<事故調査報告書の内容について>

1. A T S - P等の設置に関すること

- ①「A T S - Pをつけていれば事故は防げた」とする議論の妥当性（永井氏、畑村氏、木下氏）
- ②A T S - Pが実際に設置されなかった経緯について詳しく触れる（柳田氏）
- ③A T S - Pを設置しなかった背景について（過密ダイヤなど利益を優先する背景などがなかったのか）（小椋氏）
- ④本事故現場の曲線部に速照機能のあるA T S整備を急ぐ緊急性への認識について、必ずしも容易でなかったものと考えられるとしたことは適切であったのか（中島氏）
- ⑤「A T S - Pをつけていれば事故は防げた」とする議論の妥当性（主原因は未設置）（大森氏）
- ⑥経過報告で記載されているA T S - Pの設置状況の記載（P.6第1段落）を最終報告書に記載すべき（大森氏）
- ⑦事故現場の曲線部の手前に速度照査型のA T S - PもA T S - S Wもなかったことが事故発生に影響した事実であり、未設置となった要因について、J R西の認識（予見）、国交省のA T S設置の非義務化、画一的路線単位別設置などの視点から検証する（大森氏）

2. 国土交通省に関すること

- ①国のA T S対策等に問題がなかったかどうかの検証（函館線事故に関わる資料の未提出に関連して）（安部氏）
- ②昭和62年4月以降に発生した函館線におけるJ R貨物の2件の同じような曲線区間における列車脱線事故について、国土交通省から鉄道事業者への情報提供と危険認識の共有状況について（中島氏）

3. 報告書の「原因」に関すること

- ①「第3章事実を認定した理由」に記載されている事故の背景要因である組織的問題についてのまとめを「第4章原因」に記載すべき（浅野氏）
- ②事故の原因は、運転士1人の責任ではなくJ R西の安全体制に問題があったのではないかと（小椋氏）
- ③調査の範囲や方法が妥当であったのかどうか、また調査の結果に基づく

事故原因についての判断が適切であったのか（坂井氏）

- ④事故原因につながる背景要因として、日本における独特の鉄道文化についての考察（運行側の過度の「ダイヤ至上主義」や利用者側の定時性に対する過度の要求などは何に起因するものなのか）（坂井氏）
- ⑤「第4章原因」の充実（日勤教育の背景にJR西の組織風土があったことなど）（負傷者と家族等の会）

#### 4. 報告書の記述全般に関すること

- ①大事故に至る前のインシデントの扱い、ヒューマンファクタとヒューマンエラー、ドライブレコーダの活用、自動車交通との比較、などの観点から検証（永井氏）
- ②事故後の列車防護等、二次的事故防止の対応に視点をおいた記述（畑村氏）
- ③組織事故としてJR西日本の課題を掘り下げる（過去の教訓を活かすなど）（畑村氏）
- ④組織事故としての側面をもっと広くとらえる（柳田氏）
- ⑤サバイバルアスペクトの取り上げ方が不十分ではなかったか（柳田氏）
- ⑥第3章～第6章、別添建議等の指摘事項と諸要因の関連性の分析・検討（4・25ネットワーク）
- ⑦事故調が入手していないJR西の資料で原因究明に関わるものがなかったのか（小椋氏）
- ⑧コンプライアンス特別委員会での報告書にある井手氏の調査（小椋氏）
- ⑨経過報告及び同時発出の建議を別添とせず最終報告書本文に経過措置と一緒に盛り込む（大森氏）
- ⑩「第5章建議」、「第6章所見」の重要な改善指摘事項が「第3章事実を認定した理由」のどこから出てきたのかわかりにくいので、「第4章原因」の記述をもっと充実させる（大森氏）

#### <事故調査制度の改善点について>

○運輸安全委員会で検討・実施が必要とされるテーマ

##### 1. 調査官の人事配置等に関すること

- ①プロパー調査官の配置、事故調査官の処遇のあり方（安部氏）

- ②プロパー調査官の配置（中島氏、三井氏）
- 2. 情報公開に関すること
  - ①情報公開のあり方（対被害者、対社会など）（安部氏）
  - ②委員会議事録の作成（安部氏）
  - ③委員会の保有情報の情報公開のあり方（佐藤氏）
  - ④情報公開のあり方（調査のプロセス・内容の透明性）（柳田氏）
  - ⑤情報公開のあり方（4・25ネットワーク、負傷者と家族等の会）
- 3. 事故調査報告書の記述方法・要約・解説等に関すること
  - ①事故調査報告書の記述方法の検討（安部氏、畑村氏、4・25ネットワーク、大森氏）
  - ②ストーリー性のある報告書要約版の作成（安部氏）
  - ③事故調査報告書を解説する資料の作成（書き方の問題）（永井氏）
  - ④事故調査報告書を解説する資料の作成（坂井氏）
  - ⑤報告書エディター制度導入の検討（三井氏）
- 4. 委員・事務局職員に関すること
  - ①調査能力の向上のための所作（安部氏）
  - ②委員及び事故調査官の倫理規定又はガイドラインの策定（佐藤氏）
  - ③運輸安全委員会の事務局職員採用と養成のあり方（佐藤氏）
  - ④委員会の中立性の確保（柳田氏）
- 5. 事故調査全般に関すること
  - ①被害者の納得する結論を導き出す事故調査（柳田氏）
  - ②直接原因だけでなく、組織エラーについてどのように踏み込んでいくのか（柳田氏）
  - ③委員と調査官の事故調査や現場調査のあり方（浅野氏）
  - ④事故の原因とは何か（捉え方と記述内容、範囲について）（浅野氏）
  - ⑤再発防止等にいかに役立たせていくか（単に建議や勧告にまとめること以外の検討）（浅野氏）
  - ⑥委員会審議のあり方（浅野氏）
  - ⑦当事者である交通事業者がオープンな場で自らの考えを述べられる機会を設ける。（社内の専門家やつながりの深い専門家が専門的な見地から、堂々と意見を述べることができれば、今回のように意見聴取会にまつわ

る工作を防止できる) (坂井氏)

○国土交通省で検討・実施が必要とされるテーマ

1. 委員に関すること

- ①委員の罰則規定を設けることの是非 (佐藤氏、畑村氏、柳田氏)
- ②委員構成のあり方 (佐藤氏、畑村氏、負傷者と家族等の会)
- ③委員の任期満了に伴う、次期委員選任のプロセス (佐藤氏)

2. 独立性の確保に関すること

- ①独立性の確保 (とくに規制主体、国土交通省の安全監督行政の問題点の検証が可能となるように) (安部氏)
- ②国土交通省からの独立 (畑村氏、負傷者と家族等の会、大森氏)

3. 被害者支援に関すること

- ①被害者の視点に立った事故調査組織作り (負傷者と家族等の会)
- ②被害者支援の窓口的な機能は、運輸安全委員会が担うことが合理的 (坂井氏)
- ③事故遺族や負傷者のみなならず、その家族も被害者と含めた被害者への配慮 (負傷者と家族等の会)
- ④被害者支援における「調査」の重要性から鑑みた「被害者支援窓口」の設置や、今後の「運輸安全委員会」のあり方 (三井氏)

○国土交通省の範囲を越えて検討・実施が必要とされるテーマ

1. 事故調査と捜査に関すること

- ①鑑定嘱託など検察との関係 (安部氏)
- ②再発防止を目的とする調査と刑事責任追及を目的とする捜査のあり方 (安部氏)
- ③調査権限の強化 (佐藤氏)
  - ・捜査機関が持つような強制的権限を付与すべきか
  - ・調査における警察との権限の調整 (いわゆる覚書の検討)
  - ・警察による鑑定嘱託と調査報告書が鑑定書とされることの問題点
- ④警察との覚書 (永井氏)
- ⑤システム性事故の過失による刑事罰を免責し、調査機関が原因を究明す

- る制度（柳田氏）
- ⑥事故調査と捜査のあり方（負傷者と家族等の会）
- ⑦調査権限の強化（負傷者と家族等の会）
- ⑧原因究明と責任追及の分離（大森氏）
- 2. 事故調査報告書の目的外使用に関すること
  - ①事故調査報告書の司法手続への流用などの目的外使用禁止（負傷者と家族等の会）
  - ②事故調査報告書の目的外使用禁止（大森氏）
- 3. 現場保存に関すること
  - ①事故車両・事故現場の保存（畑村氏）